

「神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指して」パンフレット制作業務委託  
企画提案競技実施要領

平成30年7月4日  
みやざき文化振興課記紀編さん記念事業推進室

- 1 業務の目的  
神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向け、今後の全国組織設立への取組の足がかりとして、各イベント等で配布するパンフレットを制作する。
- 2 業務の名称 「神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指して」パンフレット制作業務
- 3 業務の内容 別紙（業務委託仕様書）のとおり
- 4 委託期間 委託契約締結日から平成30年11月30日（金）まで
- 5 委託料の上限額 299,160円（消費税及び地方消費税額を含む。）  
※ パンフレットの作成に係る打合せ、企画・デザイン、関係各所への発送等全ての経費を含む。  
なお、委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。
- 6 委託契約書 別添のとおり
- 7 委託先の選定 企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。
- 8 企画提案競技参加資格  
本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。  
なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。  

<p>【参加資格の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</li><li>(2) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「デザイン制作」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者</li><li>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。</li><li>(4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者</li><li>(5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者</li><li>(6) 県税に未納がないこと</li></ol>
---
- 9 企画提案競技実施の告知方法  
県庁ホームページにより告知

## 10 スケジュール

- ① 実施公告 平成30年7月 4日 (水)
- ② 参加申込期限 平成30年7月19日 (木)
- ③ 質問書受付期限 平成30年7月20日 (金)
- ④ 企画書等提出期限 平成30年7月23日 (月)
- ⑤ 結果通知 平成30年7月30日 (月) 頃

## 11 企画提案競技の方法

### (1) 企画提案競技への参加申込

- ① 提出期限：平成30年7月19日 (木) 午後5時まで (必着)
- ② 提出先：宮崎県総合政策部みやざき文化振興課記紀編さん記念事業推進室 (16 参照)
- ③ 提出方法：企画提案競技参加申込書 (別紙1) に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。

### (2) 「企画提案書」の提出

- ① 各社の提案は、1社1案とする。

- ② 提出物

ア 企画提案書 (様式任意 サイズはA3) 【原本1部、コピー10部】

- ・業務実施方針 (コンセプト)
- ・委託業務実施体制
- ・業務スケジュール
- ・パンフレット (表紙及び表2・表3のA3見開き1ページ分) のデザイン (サンプル) 画 (別添となることも可) を明記すること。ただし、提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

イ 会社概要 (既存のもの) 【1部】

ウ 類似業務受注実績 (様式任意) 【1部】

- ・成果物などがあれば添付すること。

エ 見積書 (様式任意) 【原本1部、コピー10部】

- ・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。  
(各項目の単価が判断できる内容とする。)
- ・コピーは、提案者名や提案者を判読できる記載やロゴ等は隠してコピーすること。

オ 誓約書 (別紙2) 【1部】

※レール式クリアフォルダーなどの綴じ具を使用せず、ダブルクリップやホッチキスなど簡易なものとする。

- ③ 提出期限・提出先・提出方法

ア 提出期限 平成30年7月23日 (月) 午後5時まで (必着)

イ 提出先 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課記紀編さん記念事業推進室 (16 参照)

ウ 提出方法 郵送又は持参

### (3) 質問受付

実施要領等に関する質問は、別紙3 (質問書) をFAX、電子メール又は持参することにより平成30年7月20日 (金) まで受け付ける。FAXの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、一括して取りまとめの上、全参加申込者に書面 (電子メール) にて連絡する。

12 審査方法・基準

書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

(1) 審査方法

提出された企画書及び見積書をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。

(2) 審査基準

ア 業務実施方針が本事業の趣旨を理解した内容であるか。

イ 九州に伝わる神楽について理解が深まり、また、見やすくわかりやすい魅力的な誌面構成であるか。

ウ 当該業務を遂行できる業務受託体制、スケジュールであるか。

エ 提案内容に応じた妥当な見積積算であるか。

13 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

14 著作権

当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

15 その他

(1) 提出された資料は、返却しない。

(2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。

(3) 採用された企画書は、協議の上、変更する場合がある。

16 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館1階）
担 当	宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 記紀編さん記念事業推進室 三宅
電 話	0985-26-7099
ファックス	0985-32-0111
電子メール	miyake-hiroyasu@pref.miyazaki.lg.jp